

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 72 号の概要

件名	公安協力要請文書不開示（存否応答拒否）の件（諮問第 80 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、特定の個人が審査請求人を情報収集活動の対象とする旨を記載して提出した協力要請文書、審査請求人を公安活動の対象とした理由記載の文書及び現在も公安活動が継続されている理由が記載された文書に記録された自己を本人とする個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 4 月 6 日	決定期月日	平成 18 年 4 月 17 日
決定内容	不開示（存否応答拒否）	実施機関	警察本部長
不開示部分	本件個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 2 項第 6 号の不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第 21 条に基づき、平成 18 年 4 月 17 日付けで存否応答拒否を内容とする不開示決定（以下「本件不開示処分」という。）を行った。		
不開示根拠条項	条例第 21 条（第 20 条第 2 項第 6 号）		
不開示理由	<p>1 警察は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公共の安全と秩序を維持するという警察法第 2 条に定められた警察の責務を果たすため、犯罪を犯した、あるいは犯すおそれのある団体や個人に対し、必要な情報収集活動を行っている。</p> <p>本件個人情報は、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る情報であるが、特定の個人に対して情報収集活動が行われているか否か、当該情報の入手先や内容、情報収集活動の着眼点等に関する情報が明らかとなった場合、犯罪行為を企図している者等において対抗措置を取られるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当する。</p> <p>2 本件個人情報が存在するか否かを答えるだけで条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第 21 条に該当する。</p>		
審査請求年月日	平成 18 年 6 月 15 日	審査請求の趣旨	本件不開示処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 特定人が書いたこの文書は、審査請求人を犯罪人に仕立てあげるために作成され、「情報収集活動」と称して、脅しや嫌がらせ行為をやり続けるという特殊事情のある虚偽理由記載文書であり、「実際に行われた犯罪に係る捜査書類」等ではなく、不開示情報ではない。</p> <p>2 文書は、捜査期間中のものではなく、捜査終了後、犯罪がなかったにもかかわらず作成されたものであり、開示されたとしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れや犯罪の予防に支障をきたすことはない。</p> <p>3 公的機関を保護するためではなく、個人的秘密を保護するための場合、個人情報の開示を拒否する理由はない。</p> <p>4 存在する捏造文書を隠蔽するために「情報収集活動中」等という捜査用語を使って不開示情報に該当するという理由をつけ、存否応答拒否という回答をしてその存在を隠蔽しているものであり、条例第 21 条の適用に妥当性はない。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 6 月 21 日		

<p>審査会の 結</p>	<p>実施機関が、本件個人情報について、その存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとして、開示を拒んだことは、妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 条例第 21 条該当性について 警察法第 2 条第 1 項は、警察の責務を「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たること」である旨規定している。 これにより、警察はその責務を果たすため、犯罪を行い、企て、あるいはそのおそれのある個人に対し、必要な情報収集活動を行っていることが認められる。 特定の個人に対する情報収集活動に係る情報について、自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が情報収集活動の対象となっているか否かが明らかになるといえる。 特定の個人が警察の情報収集活動の対象になっているか否かの情報が明らかになることが、条例第 20 条第 2 項第 6 号の不開示情報を開示することとなるか否かについて、検討する。</p> <p>2 条例第 20 条第 2 項第 6 号該当性について 実施機関が行う情報収集活動は、条例第 20 条第 2 項第 6 号に規定する「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共の安全と秩序の維持」のための活動であると認められる。 特定の個人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かは、警察の情報収集活動の方針、対象、着眼点等に関する情報である。 これらの情報が開示されると、警察の情報収集活動の実態が明らかになり、犯罪行為を企図している者において各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの対抗措置が講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当すると認められる。</p> <p>3 本件個人情報が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が情報収集活動の対象となっているか否かという条例第 20 条第 2 項第 6 号の不開示情報が明らかになると認められる。 したがって、本件個人情報の有無に関係なく、存否を明らかにしないで開示請求を拒んだ本件不開示処分は妥当であると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 19 年 4 月 26 日（答申第 72 号）</p>

個人情報保護審査会答申第 73 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 81 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 11 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 9 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 7 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会の結論	<ol style="list-style-type: none"> 1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。 2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。 		
審査会の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。 2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。 3 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(2) 条例第6条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成19年10月24日（答申第73号）</p>

個人情報保護審査会答申第 74 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 82 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の職名及び氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 11 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 9 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 8 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会の結論	<ol style="list-style-type: none"> 1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。 2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。 		
査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。 2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。 3 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(2) 条例第6条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 74 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 75 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 83 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の職名及び氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 23 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 20 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 16 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会の結論	<ol style="list-style-type: none"> 1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。 2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。 		
審査会の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。 2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。 3 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(2) 条例第6条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成19年10月24日 (答申第75号)</p>

個人情報保護審査会答申第 76 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 84 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 22 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 15 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 76 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 77 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 85 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 22 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 15 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会の論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会の理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(2) 条例第6条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 77 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 78 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 86 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 22 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 17 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人から収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 78 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 79 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 87 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 22 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 17 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会論	<ol style="list-style-type: none"> 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。 		
審査会理由	<ol style="list-style-type: none"> 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(2) 条例第6条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成19年10月24日（答申第79号）</p>

個人情報保護審査会答申第 80 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 88 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 5 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 6 月 22 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 18 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人から収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 80 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 81 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 89 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 6 月 20 日	決定年月日	平成 18 年 7 月 14 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 8 月 15 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 81 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 82 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 90 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 6 月 19 日	決定年月日	平成 18 年 7 月 14 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 9 月 1 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 18 年度入学式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 18 年度入学式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 18 年度入学式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 82 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 83 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 91 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 6 月 15 日	決定年月日	平成 18 年 7 月 14 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで従っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 9 月 5 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 9 月 20 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 由 判 断 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 83 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 84 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 92 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 7 月 3 日	決定年月日	平成 18 年 7 月 27 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 9 月 16 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 10 月 10 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 84 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 85 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 93 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 7 月 24 日	決定年月日	平成 18 年 8 月 16 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 9 月 19 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立て理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人の同意に基づき収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 10 月 10 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 由 判 断 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 85 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 86 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 94 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 18 年 7 月 28 日	決定年月日	平成 18 年 8 月 16 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件行政文書に記載された情報のすべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 10 月 13 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人から収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 11 月 9 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について （1）教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 86 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 87 号及び第 88 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 95 号及び第 96 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名（以下「本件氏名」という。）である。		
請求年月日	平成 18 年 7 月 28 日及び 8 月 22 日	決定年月日	平成 18 年 8 月 16 日及び 9 月 12 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	本件氏名		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 10 月 18 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人から収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 11 月 9 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、本件氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>したがって、異議申立人が平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるということが出来る。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 87 号及び第 88 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 89 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名等利用不停止の件（諮問第 97 号）		
請求情報概要	本件利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書（以下「本件行政文書」という。）に記載された異議申立人の氏名等の記述である。		
請求年月日	平成 18 年 8 月 25 日	決定年月日	平成 18 年 9 月 12 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	異議申立人の氏名等の記述		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。本件情報に係る外部的行為によって、異議申立人の思想信条を了知し得るものではない。また、思想信条を取り扱うことのないように、異議申立人に対して国歌斉唱時に起立しなかった理由を問わず、異議申立人の内面に係る情報は収集していない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを禁止されている思想信条には該当しない。</p> <p>2 本件情報の収集に当たっては、指導の趣旨を各県立学校長に重ねて徹底しており、情報収集の目的は、教職員にも十分に周知されているものと考えられる。また、これらの情報収集は、不起立者に対して、不起立であったことを確認する機会を設けたうえで行っており、適正かつ適法な手段により収集したものである。したがって、本件情報の収集は、条例第 8 条の規定に違反して行われたものではない。</p>		
異議申立年月日	平成 18 年 11 月 9 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件情報は、異議申立人の思想信条に該当し、条例第 6 条の規定に違反して取り扱われていることから、本件利用不停止処分に対して、異議申立てを行った。</p> <p>2 本件情報の収集は、実施機関があらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしていなかったこと及び本人から収集していないことから、条例第 8 条の規定に違反して行われたものである。</p>		
諮問年月日	平成 18 年 11 月 28 日		
審査会結論	<p>1 異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分のうち、平成 18 年度入学式に係る個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件異議申立ての対象情報と同様の個人情報を取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 18 年度入学式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。なお、異議申立人は、平成 17 年度卒業式に係る経過説明書に記載された自己を本人とする個人情報についても利用の停止を請求しているが、実施機関は、平成 17 年度卒業式については異議申立人に係る経過説明書を作成し、又は取得していないことから、利用停止請求の対象となる個人情報は存在しないものと認められる。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、異議申立人の氏名、不起立の事実を確認した状況、指導の経過等に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について (1) 教育委員会は、県立学校の入学式及び卒業式の国歌斉唱時において、教職員は起立するよう重ねて指導しており、教職員が学校長の指示に従わない場合には、教育委員会としては、服務上の責任を問い、厳正に対処していく考えであることを示している。このような状況において、県立学校の教職員が、明確な理由に基づくことなく、入学式及び卒業式の国歌斉唱時に起立することを拒否するという場合は想定し難いといえることができる。また、県立学校の一部の教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立することを拒否する場合、起立しない理由の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価に基づくものであると考えられる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>これらのことからすると、不起立者の、国歌斉唱時に起立することを拒否するという行為は、不起立者に対してその理由を問わないとしても、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割を踏まえた、一定の思想信条に基づく行為であることが推知できる。したがって、異議申立人が平成 18 年度入学式において国歌斉唱時に起立しなかった事実の経過に係る情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得る情報であるといえることができる。さらに、異議申立人の主張に照らせば、平成 18 年度入学式の国歌斉唱時における不起立という行為は、異議申立人の思想信条に基づく行為であると認められる。以上のことから、本件情報は、異議申立人の政治的信念及び個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報であって、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条ただし書は、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、例外的に取扱制限情報を取り扱うことができることを明らかにしているが、本件情報については、いずれの場合にも該当しないものと認められる。</p> <p>(3) 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報という面を有するが、同時に、実施機関が行う教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面をも有するものと認められる。実施機関は、本件情報と同様の情報を、正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。</p> <p>4 条例第 8 条該当性について 本件情報は、条例第 6 条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第 8 条該当性を判断する必要はない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 19 年 10 月 24 日 (答申第 89 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 90 号の概要

件名	警告実施の経緯に関する文書一部不開示の件（諮問第 98 号）		
請求情報の概要	<p>本件請求情報は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定されたつきまとい等（以下「つきまとい等」という。）の被害申出者（以下「申出人」という。）の申出に基づき、審査請求人に対する法第 4 条に基づく警告（以下「警告」という。）を実施するに当たり、警告の申出受理から警告実施までに作成された文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された、審査請求人に係る自己を本人とする個人情報である。</p>		
請求年月日	平成 18 年 10 月 23 日	決定年月日	平成 18 年 11 月 6 日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長
不開示部分	<p>本件行政文書に記載された情報のうち、審査請求人が取消しを求めている不開示情報は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事案の概要、申出の内容、事情聴取内容及び申出人等との対応記録のうち、申出人が供述した内容（以下「申出人の供述内容」という。） 2 申出人が警察に提出した資料の品目、数量及び内容（以下「申出人の提出資料」と総称する。） 3 審査請求人の前科前歴（以下「前科前歴」という。） 4 申出人等との対応記録のうち警察が連絡した内容（以下「申出人との対応記録」という。） 5 警察が実施した調査及び照会の相手先、内容、事項及び結果（以下「警察が実施した調査及び照会」と総称する。） 6 審査請求人に対する犯罪情報の確認事項（以下「犯罪情報の確認事項」という。） 		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第 20 条第 2 項第 1 号、5 号及び 6 号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなる。 2 ストーカー事案を処理する事務に係る情報であり、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）の警察活動に支障を及ぼすこととなる。 		
審査請求年月日	平成 18 年 11 月 27 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪予防や警察業務の妨害回避を理由に、警告を認定した根拠である申出人の供述内容、申出人の提出資料、申出人との対応記録並びに警察が実施した調査及び結果を明らかにされないまま、申し開きの機会も第三者の審理もなく、警告書交付を受けるのは公平、公正な手続きとはいえない。申出人の供述内容及び申出人の提出資料を開示していただきたい。 2 警察という公的機関が保有する情報を開示してもらい、誤りがないことを確認したいということは、条例の趣旨にかなった至極当然の要求であるので、前科前歴及び犯罪情報の確認事項は開示されるべきである。 		

<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成 18 年 12 月 6 日</p>
<p>審 査 会 の 結 論</p>	<p>実施機関が、法に基づく、特定の警告実施の経緯に関する文書に記録された個人情報の一部不開示とした処分は、妥当である。</p>
<p>審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>1 条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について 警察は、法の規定に従い、ストーカー行為の被害者に対しては、細心の配慮を払ってつきまとい等の行為者から保護し、その生命及び身体の安全を図る必要があり、警察と申出人との信頼関係に基づいて収集した申出人の供述内容及び申出人の提出資料に係る情報は、審査請求人に対して開示することが適さない情報である。 また、つきまとい等の特殊性にかんがみると、警察が審査請求人に警告を実施する判断の基となった申出人の供述内容及び申出人の提出資料が開示された場合、審査請求人の好意、怨恨等の感情を高め、申出人に対するつきまとい等をエスカレートさせる引き金となり、その生活の平穏又は名誉が害されるとともに、申出人の行動の自由が著しく害され、申出人を保護する目的を達成することができないおそれがあるものと認められる。 したがって、申出人の供述内容及び申出人の提出資料に係る情報は、開示することにより、申出人の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 20 条第 2 項第 5 号該当性について 警察が被害者の申出を受けて、行為者に対して警告の措置を実施する場合には、被害者の事情聴取に基づき、つきまとい等の行為を裏付ける証拠資料をできる限り多く収集し、慎重な判断を行って、法に規定する適切な措置を講じて被害者を保護する必要があるものと認められる。 しかし、行為者に対して、証拠資料の内容並びに調査及び照会の内容及び結果を明らかにした場合、警察がストーカー事案の措置を行うに当たっての手の内といえる情報が明らかとなり、ストーカー行為という特殊性にかんがみると、行為者がつきまとい等を証明する証拠の隠滅を図るなど、警告等を逃れるための対抗措置を講じることを容易にすることとなり、つきまとい等を早期に抑止して被害者を保護することが困難になるおそれがあるものと認められる。 したがって、申出人の提出資料、前科前歴、申出人との対応記録並びに警察が実施した調査及び照会に係る情報は、開示することにより、ストーカー事案を処理する事務に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 20 条第 2 項第 6 号該当性について 警告に関する事務は、その行為が犯罪に発展する前に抑止するための行政上の措置という位置付けではあるが、公共の安全と秩序の維持を責務とする警察は、行為者が他の犯罪等と関係する人物であるか否かなどについても十分に調査を行い、その措置について慎重に判断する必要があるとあり、処理に当たって、犯罪捜査で収集した情報を確認する必要がある場合もあるものと認められる。 犯罪情報の収集は、犯罪の未然防止、犯人の逮捕等の目的のために行う警察活動であり、これらの情報を開示すると、犯罪情報収集の着眼点が明らかとなり、犯罪行為を企図している者等において対抗措置を取られるなど、犯罪の予防等の警察活動に支障が生じるおそれがあるものと認められる。 したがって、犯罪情報の確認事項は、開示することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 20 年 2 月 12 日 (答申第 90 号)</p>